

日進市情報公開条例及び日進市個人情報保護条例の運用状況について

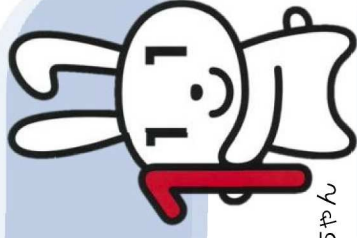
情報公開件数(過去5年)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公開請求件数		85	106	95	71	75
処理状況	公開	29	26	23	28	42
	部分公開	46	53	46	27	16
	非公開	0	0	2	2	0
	却下	10	24	21	10	12
	取下げ	0	3	3	4	5

個人情報開示請求件数(過去5年)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開示請求件数		11	14	14	13	9
処理状況	開示	4	2	8	4	3
	一部開示	1	5	5	4	0
	不開示	6	7	1	5	4
	取下げ	0	0	0	0	2

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提示などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本来に困っている方にきめ細かな支援を行います。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
マイナンバーのコールセンター：0570 - 20 - 0178 (マイナビ)

公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PP

番号制度導入に向けて地方公共団体が行うべきこと

組織体制

- 番号制度担当課の決定や全庁的な検討組織の設置等の体制整備

条例

- 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)について、より厳格な保護措置を講じるための個人情報保護条例の改正
- 個人番号の独自利用を行うための条例の制定

情報システム

- 情報システムの整備(設計・開発、改修、テスト、運用)

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルの保有にあたり、プライバシーへ及ぼす影響等を事前に自ら評価

対職員

- 給与支払事務・共済関係事務への対応
- 特定個人情報の取扱いに関する職員への研修

パブリックコメントを実施します。

●日進市個人情報保護条例の改正について

■番号法の施行に伴い、日進市個人情報保護条例を改正します。

1 改正の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）がまもなく施行され、すべての国民にマイナンバー（個人番号）が通知されます。

この「個人番号」は、「個人情報」に該当し、日進市個人情報保護条例（以下「条例」という。）が適用されますが、番号法は、個人番号をその内容に含む「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、より厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体において、番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。

これを受け、特定個人情報等の取扱いについて、条例改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 番号法で定義する特定個人情報からは事業を営む個人の当該事業に関する情報が除外されていないため、特定個人情報より広い概念である「個人情報」に当該情報を含めるよう定義を改め、新たに「特定個人情報」、「情報提供等記録」についても定義する。

(2) 特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用について、以下のとおり制限する。

- ・ 「特定個人情報」の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める。
- ・ 「情報提供等記録」については、目的外利用を禁止する。

(3) 特定個人情報及び情報提供等記録の提供は、番号法第19条に定めるものを除き、禁止する。

(4) 特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認める。

※ただし「情報提供等記録」については、利用停止請求自体を認めない。

(5) 特定個人情報及び情報提供等記録について、他の法令等による開示の実施との調整を行わない。

(6) その他番号法との整合を図るための必要な規定の整備

3 条例の施行期日

番号法の施行の日（平成27年10月5日）。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日

行政不服審査法関連三法の概要

行政不服審査法

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

行政手続法の一部を改正する法律

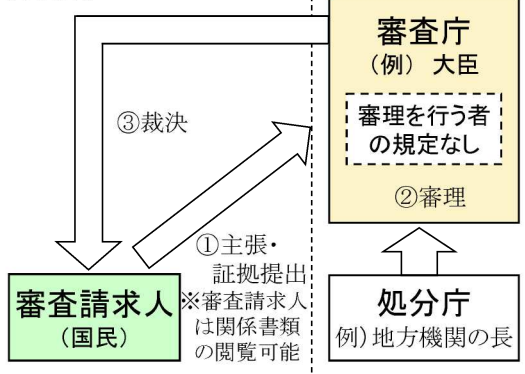
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

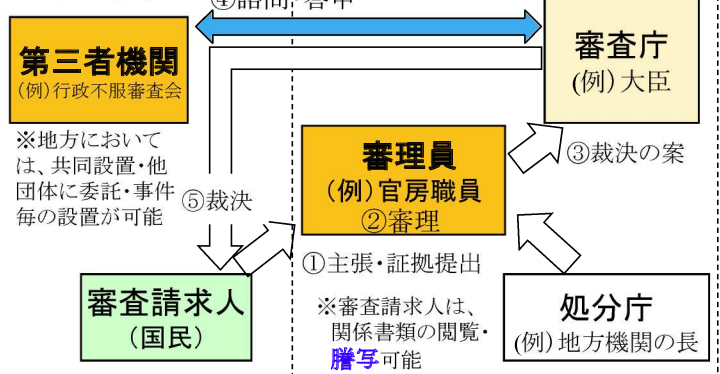
○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など